

# 日本の朝鮮漁業利権收奪と 「移住漁村」建設について

高 乘 雲

## はじめに

朝鮮は、三面海にかこまれた半島国で漁業資源が豊富なことで知られている。「韓國誌」(朝鮮誌)の著者は、「海湾は極めて多種なる海産に富み其種は、鱈、大口魚、鰐、此目魚、雷魚、鰹、鮭の諸種、鯛、鰯、其他、品質最良なる種々の小魚等其產する所多し」<sup>(1)</sup>と書いている。ロシアの経済学者が調査した結果もこうであるからその豊富さは、一般的に知られているものといえる。しかし、この豊富な漁業資源は、朝鮮の民族経済の発展のために、または朝鮮人民の生活の糧として利用されるよりも、隣国、日本帝国主義の略奪の対象としてのみ存在したにすぎなかつたのである。

朝鮮沿近海の漁業資源は高麗末期から李朝期を通じて倭寇を主として一部西日本漁民の海賊行為や乱獲(密魚)が続いてきたが、とくに近代に入ってから、約一世紀の間、日本帝国主義の独占的な大規模略奪により黄金の漁場は、枯渇をよぎなくされ今日に至っている。明治維新以後、近代化した日本漁業は乱獲を継続した結果、日本海域における漁業資源は減退、枯渇現象が起り、豊富な漁業資源包蔵海域である朝鮮の沿近海へ浸透してきたのである。日本帝国主義は漁業資源の略奪だけにとどまらず、さらに領土的野心をも実現するために策動した。

日本漁業資本の朝鮮沿近海への本格的な侵出、大々的な略奪の始まりは、「江華島条約」(1876年)を契機として公々然と組織化され、拍車をかけるようになった。すなわち、軍艦と大砲を背景に、明治以降蒸気化した大型漁船、機械化された漁具(潜水器等)、洗練された魚

法による大々的な乱獲、暴力によって朝鮮の漁民は沿岸へ追い払われ、朝鮮の海域は完全に日本漁船の独壇場、活動舞台に転化したのであった。

この小論では、日本帝国主義の朝鮮漁業資源の略奪が「合法的」に大々的、暴力的に強行され、朝鮮の沿近海は、日本漁船の独占的活動舞台と化していった過程を歴史的に追求すること、すなわち日本帝国主義の朝鮮漁業利権收奪史を解明することである。

さらにまた、この過程における日本漁民の不法暴力行為と漁業資源略奪を明白にすることと、日本帝国主義の朝鮮植民地化への領土的、占領の準備作業としての「移住漁村」(前進基地)建設を強行したが、その実態を解明する。これによって、日本帝国主義が朝鮮漁業資源の減退、枯渇を招いた張本人であることを明白にするとともに、領土的野心、朝鮮植民地化を実現するための「移住漁村」建設の本質が暴露されるであろう。

注:(1)『韓國誌』24頁

## I. 日本の朝鮮漁業利権收奪と 暴力行為

1. 「江華島条約」以前、日本漁民の朝鮮海域侵犯  
高麗末期から李朝期にかけて朝鮮沿近海での日本漁業といえば、それは倭寇による半賊半漁的行為と一部対馬島や西日本の漁民たちによる密航、密漁であった。しかしながら、主力は倭寇であった。倭寇は、14～15世紀と16世紀に朝鮮沿近海で乱暴をはたらき、税米の政府倉庫や税米運搬船を襲ったり、漁を乱獲したりする海賊行為が後をたたなかつた。

倭寇は朝鮮海域で漁民に出会いさえすれば漁

民を脅迫して財物を略奪するか漁民を殺害した。こういう倭寇の乱暴な行為に対して、武力でもって、倭寇が本拠とする対馬島を制圧したりして強硬策を講じてきたのだが、武力制圧が得策でないとして、交隣友好策の一環として懷柔策を主としてきたのである。李朝政府は日本と条約を結び、投降したり朝鮮定住を希望する倭人には朝鮮で土地を与え、農、漁と交易を許可した。特に対馬島の宗氏とは、条約を結び交易権を認めて優遇した。

このように、李朝の交隣策により三浦恒居倭人（日本人）の数は、表が示すように2209人にも達したのである。表(1)

この三浦の日本人は、商業と漁業に従事していた。三浦の倭人は、釣り漁と貿易が終われば帰国するのが原則であったが、その中には、実際に帰らずに永住して、漁業に従事するものが増加したのである。この三浦の倭人集落は「倭里」（日本村）といわれた。これについては、『Ⅱ. 日本の「移住漁村」建設』で詳述する。

この2209人の三浦恒居倭人たちは、李朝政府の恩恵的政策により居住が許可され、漁業、農業に従事していた。それにもかかわらず彼らは、半漁半賊的性格が濃厚であった。それというの、彼らの船中には常時、武器がある危険な存在であった。しかし、李朝政府は交隣策として、懷柔策を継続したのである。

こうして李朝政府は対馬島の宗氏と、即ち朝日間に最初に成立したのが1441年世宗24年9月の「漁業条約」であった。

この条約の内容を要約してみると、

「孤・草島で釣漁をしようとする倭人は、島主（対馬島）の文引の発給を受けて渡来すること、倭船往来要衝地であった知世浦（巨濟島）に寄港し萬戸に島主文引を提出し、その替わり萬戸が発給した文引を受け取って出漁すること、釣漁が終われば又知世浦に寄り萬戸に文引を返し漁税を納付した後、萬戸が証拠として捺印してもどしてくれる島主文引を受け取って帰

表(1)

戸口 種別	元 戸	人口	人口構成								
			壯男	壯女	老男	老女	弱男	弱女	壯僧	老僧	弱僧
釜山浦	88(寺 3)	350	125	132	6	8	40	34	5	-	-
茅 浦	308(〃11)	1,731	607	605	33	19	234	187	41	-	5
塩 浦	34(〃 1)	128	42	43	8	8	14	12	-	1	-
合 計	430(〃 15)	2,209	774	780	47	35	288	233	46	1	5

資料：「成宗實錄」卷之五十三 成宗六年 三月 辛亥

「禮曹致書宗貞盛曰 往年冬月 孤草兩島釣魚定約之時 足下使送之人 除兵器  
 其船隻大中小 及所騎人數 明白具錄給文引 送到慶尚道巨濟地面知世浦 改受  
 萬戸文引 前去孤草兩島釣魚畢後 回到知世浦 納還萬戸文引 仍納船稅 然後發  
 送 若無足下文引 潛來釣魚者 依賊船例追捕 潛持兵器 他處橫行者 勿論文引  
 有無 亦依賊船論罪 已曾定約」

論

引回批着印 還付爲驗 若無文引者 稱不勝風浪 潛持兵器 橫行邊島者 以賊

草島定處外 勿許橫行 釣魚畢 還到知世浦 還萬戸文引 納稅魚 萬戸於島主文  
 引孤

(3) (2)

ること等を規定していると同時に、もしもこの定約に違反し、文引なく風浪を口実にして潜入して釣漁する者及び文引の有無に不拘らず兵器を潜持して来る者は賊として論罪するという罰則を規定している。」<sup>(4)</sup>

同時にまた、漁税は漁船の大小によって差があり一度渡来し漁労した後支払う漁税は、漁船一隻当たり、大船500尾、中船400尾、小船300尾であったが、対馬島主宗貞盛の減税要求を許し、大船300尾、中船250尾を減税し、大船200尾、中船150尾、小船100尾に減額して優待しているのである。

少々長くなるが、この期間の朝日関係を簡単には整理してみるとつぎのようになる。

李朝政府は、1443年には癸亥約条を結び、倭館貿易をも許可して近隣友好を維持しようとつとめたのである。1510年の三浦（及而浦、富山浦、塩浦）の倭乱が起こりこの「癸亥約条」は無効となった。ところが、対馬島藩主宗氏の懇請により1512年（壬申年）に再び成立したのが「壬申約条」である。これにより倭商たちの往来が続いていたが、1544年朝鮮側の倭商に対する規制が行き過ぎたとして蛇梁鎮の倭人乱により三浦は再び閉鎖されたのである。これもまた、日本側のたびかさなる謝罪、懇請と李朝政府の一貫した近隣友好政策と弱腰により1547年（丁未年）「丁未約条」が成立し、国交が継続したのである。

ところが、この「丁未約条」も壬辰侵略戦争（1592～98年）により今までの朝日間のすべての約条は無効となってしまったのである。こんども日本側の積極的な働きかけと謝罪、それからまた、李朝の弱腰外交（交隣策の一環）により、1609年（己酉年）に「己酉約条」の締結となり、再び朝日国交関係が開かれ、近代まで続くのであるが、歴史的に見てこれらの「約条」が円満に遵守された例がなく、常に約束と違反の繰り返しがあった。

日本漁船の朝鮮海域侵犯は約条を結びながらも違反の連続であったが、しかし、日本が1876年の「江華島条約」以後のように、強力な軍事力を背景に、公々然と大々的に略奪的漁獲を強行するわけには行かなかったのである。それは日本の国内的な事情からである。

「徳川時代の出漁が国禁違反の故に密航密漁であるとすれば、文書記録の伝へたるものなきも」とあり、また「朝鮮海出漁…海外出漁は厳禁せられ違反のものは軽きも追放、重きは遠島に処せらるをもって當時出漁せる者は深く秘して語らざりを以て」<sup>(5)</sup>とあるように、鎖国下の海外出漁である故に大々的に出漁できず、出漁してもこれを秘密にするのであった。<sup>(6)</sup>

これまで追求してきたように、「江華島条約」以前の日本漁民の朝鮮海域侵犯は、暴力的で略

奪的なものではあったが、機動化された大々的なものではなかったのである。

鎖国下で国家的に国外の漁業が厳禁されていて秘密裡に行われていたことと、また漁船、漁具の装備などから推しても今日の水準には程遠いものである。したがって、漁業資源の減退、枯渇のことが問題にはならなかったのである。それ故に、日本漁民の朝鮮海域侵犯は、近代において見られるように漁業資源の枯渇を招来して朝鮮漁民に打撃を与えたものではなく、朝鮮漁業に打撃を与えたのは日本の海賊行為によるものであった。日本の海賊行為による海上危険の造成と沿岸漁村の荒廃は、朝鮮人の漁業生産活動を極度に萎縮させたのであった。

注：

- (1) 朴九秉著『韓國水產發達史』248頁『成宗實錄』卷之53、成宗6年3月辛亥
- (2) 朴九秉著 同上書246頁『世宗實錄』卷之97、世宗24年9月甲申
- (3) 朴九秉著 同上書246頁『海東諸國紀』釣漁禁條
- (4) 朴九秉著 同上書247頁
- (5) 『山口県豊浦郡水產史』12頁
- (6) 新川伝助著『日本漁業における資本主義の発達』114頁

## 2. 「江華島条約」後の日本の漁業利権收奪

日本は、侵略的で不平等条約である「江華島条約」を強要してから7年目の1883年7月、「朝鮮國ニ於テ日本人民貿易ノ規則」と「朝鮮國海岸ニ於テ犯罪ノ日本漁民取扱規則」を締結した。

この「朝鮮國ニ於テ日本人民貿易ノ規則」の中で漁業に関する項目は、

日本國漁船ハ朝鮮國全羅	慶尚江原咸鏡ノ四道朝鮮
國漁船ハ日本國肥前筑前	長門
ノ海濱ニ往來捕魚スルヲ	西日本所石見出雲對馬
聴スト雖モ私ニ貨物ヲ以	
テ貿易スルヲ許サス違フ	
者ハ其品ヲ沒收ス可シ但	
其所獲ノ魚介ヲ賣貿スル	
ハ此例ニ非ス其彼此應納	
ノ魚稅及ヒ其他ノ細目ニ	
至テハ遵行兩年ノ後其景	
況ニ隨ヒ更ニ協議酌定ス	

となっている。この第四十一款<sup>(1)</sup>の内容は、いかにも公平、平等な条約のようによそおっているが全く笑止千万の代物である。まず第一は、

# 朝鮮國海岸ニ於テ犯罪ノ日本漁民取扱規則

明治十六年七月二十五日京城ニ於テ調印（日、漢文）

同年十月十五日公布

第一條 朝鮮國ノ約定海岸ニ於テ日本人朝鮮國ノ法禁ヲ犯シタルトキハ水陸共左ノ箇條ニ照シ取扱フベシ

第二條 朝鮮國官吏ハ法禁ヲ犯セル日本人ヲ取押ヘタルトキハ其罪証ヲ具録シ之ヲ添テ其日本人ヲ最寄開港場ノ日本領事官へ引渡シ相當ノ處分ヲ要求スベシ日本領事官ハ速カニ其要求ニ應シ之ヲ審査シ照律處斷スベシ但シ朝鮮國官吏取押ヘ又ハ護送ノ際苛虐ノ取扱ヲナスコト無ルベシ

第三條 犯罪ト認ムヘキ日本人ヲ海陸イズレヨリ護送スルモ朝鮮官吏ノ勝手タルベシ但シ成丈速カニ護送シ事故ナクシテ徒ニ罪犯ヲ其地ニ淹留スペカラズ

第四條 朝鮮國ノ約定海岸ニ於テ罪ヲ犯セント認ムル日本人ヲ海路ヨリ護送スルトキハ朝鮮官吏日本人ノ船舶ニ乘込或ハ別船ニ在テ之ヲ引來ル俱ニ其便宜ニ仕ス如シ陸路ヨリ護送スルトキハ其日本船ハ遂テ引渡ス迄ノ間ハ地方官吏ニテ之ヲ監守シ毀失セシムルコト無ルベシ且其船具漁具其外運搬シ難キ物品ハ目録ニ作リ罪犯ニ添テ之ヲ送付スベシ

第五條 如シ薪水食糧ヲ得ルガ爲メ又ハ獲タル所ノ魚類ヲ賣買スル爲メ上陸シ陸上ニ於テ其犯罪同行中若干名ノミニ係ルトキハ其若干名ノミヲ此手續ニ依テ譲送シ其他ハ之ヲ拘引スルコト無ルベシ又海上ナレバ其罪犯ヲ除クノ外殘員猶航海ニ堪ルトキハ朝鮮官吏ハ其罪犯ノミヲ譲送シ其他ハ之ヲ送還スベシ

第六條 此規則ハ實行ノ上更ニ増損スペキモノ有レバ雙方協議改正スルヲ得ベシ右確實ナルヲ證シ兩國ノ各委任大臣茲ニ記名調印スルモノ也  
大日本國明治十六年七月二十五日

大朝鮮國開國四百九十二年六月二十二日  
全權大臣辦理公使竹添進一郎  
全權大臣督辦交涉通商事務  
閔泳穆  
㊞

## 日本の朝鮮漁業利権收奪と「移住漁村」建設について

日本領事官は速やかに其要求に応し之を審査し照律處断すべし但し朝鮮國官吏取押さへ又は護送の際苛虐の取扱いをなすこと無るべし」となつていて、日本漁民、日本水産資本擁護のための領事裁判権行使で侵犯者の処罰よりも保護を目的とするものであった。

日本は、1883年7月締結した「朝鮮國ニ於テ日本人民貿易ノ規則」第四款によって朝鮮の漁業の中心部である全羅、慶尚、江原、咸鏡四道沿近海の漁業権を獲得したのであるが、これをさらに具体化したものが、1889年11月12日、ソウルで「朝鮮、日本両国通漁規則」を強要調印したのである。

この「朝鮮、日本両国通漁規則」<sup>(3)</sup>は、全12カ条からなっており、不平等で日本には有利に朝鮮には不利な略奪的な約条である。

その内容を簡単に検討してみると、第一条には、「漁業を営まんとする両国漁船は其船の間数所有主の住所姓名及び乗り組み人員を詳記し其船主若くは代理人より願書を認め日本漁船は其領事官を経て開港場地方庁へ、朝鮮漁船は議定地方の郡区役所に差し出し該船の検査を経て免許鑑札を受くべし」となっている。

日本漁船は、まず日本の領事官を経て開港場地方庁（朝鮮）へとなつてるのは、治外法権

朝鮮漁業資源の宝庫、咸鏡、江原、慶尚、全羅四道の漁獲権を獲得したのである。この代わり朝鮮漁民は、日本の肥前、筑前、長門、朝鮮に面する所、岩見、出雲、対馬の海浜で捕漁するとなつてゐるが、この日本沿海は、すでに日本漁民の漁撈により資源は減退、枯渇現象が始めた海である。朝鮮漁民は沿近海にある豊富な資源をおいて、日本漁民がみはなした日本海浜へ出向いて何を得るというのか、全く正氣では考えられないことである。

第二は、当時朝鮮の漁船の規模、機能、隻数からしても、また漁具の性能や漁法からしても、日本漁民と朝鮮漁民とが対等に競り合う立場にはなかつたことである。

第三は、この条約を成立させるために「朝鮮國海岸ニ於テ犯罪ノ日本漁民取扱規則」を包含して一括調印していることである。これは、日本漁民が朝鮮海において、いかに横暴に乱獲、殺人など犯罪行為をはたらいていたか、日本自身も認めていたのである。

それから、この「朝鮮國海岸ニ於テ犯罪ノ日本漁民取扱規則」<sup>(2)</sup>の第二条には、「朝鮮國官吏は法禁を犯せる日本人を取押さへるときは其罪証を具録し之を添て其日本人を最寄開港場の日本領事官へ引渡し相当の処分を要求すべし

日本  
朝鮮  
兩國通漁規則

明治二十二年十一月十二日京城ニ於テ  
調印（日、漢文）

同二十三年一月八日公布

大日本國政府ハ日本明治十六年七月二十五日朝鮮開國

四百九十二年六月二十一日兩國全權大臣ノ協議訂定セ  
ル朝鮮國貿易規則第四十一款ニ據り兩國海濱ニ往來捕

魚スル者ノタメニ漁業税を定メ取締規則ヲ立ツルヲ必  
要トシテ日本政府ハ代理公使近藤眞鋤ニ委任シ朝鮮政

府ハ督撫交渉通商事務閔種默ニ委任シ各委命ヲ奉シテ  
會議定立スル各條左ノ如シ

第一條

兩國議定地方ノ海濱三里（日本國海里ノ算則ニ  
據ル以下ニ三海里）以内ニ於テ漁

業ヲ營マントスル兩國漁船ハ其船ノ間數所有主ノ住所  
姓名及ヒ乗組人員ヲ詳記シ其船主若クハ代理人ヨリ願  
書ヲ認メ日本漁船ハ其領事官ヲ經て開港場地方廳へ朝  
鮮漁船ハ議定地方ノ郡區役所ニ差出シ該船ノ検査ヲ經  
テ免許鑑札ヲ受クベシ  
但シ免許鑑札ハ漁業ノ時必ス携帶スベシ

第二條

漁業免許ノ鑑札ヲ受クル者ハ漁業税トシテ左ノ割合ニ  
照シ税金ヲ納ムベシ而シテ此鑑札ハ之ヲ受タル日ヨリ  
滿一年間其効ヲ有スルモノトス

第三條

漁業免許ノ鑑札ヲ受タル此國漁船ハ其捕獲シタル魚介  
ヲ彼國海濱ノ地方ニ於テ販賣スルコトヲ得ヘシト雖モ

第一條乗組人員ヲ偽リ税金ヲ不足納シタル者ハ其不足  
高ニ倍ノ罰金ニ處ス

彼國政府ニ於テ衛生上又ハ其他ノ事故ニ由リ一般ニ販  
賣ヲ禁シタル魚介類ハ之ヲ販賣スルコトヲ許サス

第三條禁制ノ魚介ヲ販賣シ及第五條魚介海產ノ蕃殖ヲ  
害スルノ方法ヲ用ヒ若クハ禁制ノ魚介ヲ捕獲シタルモ  
ノハ日本海濱ニ於テハ地方規則ニ照シテ處分シ朝鮮海  
濱ニ於テハ壹圓已上貳圓已下ノ罰金ニ處シ其捕獲物ヲ  
没收ス

第四條

兩國ノ漁船ハ漁業免許ノ鑑札ヲ受タルモノト雖モ特許  
ヲ得ルニアラサレハ兩國海濱三里以内ニ於テ鯨鯢ヲ捕  
獲スルコトヲ許サス

第五條

此國ノ漁船彼國海濱三里以内ニ於テ地方ノ禁制ニ背キ  
魚介其他海產ノ蕃殖ヲ害スヘキ方法ヲ用ユルコト勿ル  
可ク又ハ各地方ニ於テ魚介ノ種類ヲ限り其捕獲ヲ禁制  
シタル時期ニ方リテハ彼此ノ漁民決シテ該魚介ヲ捕獲  
スルコト勿ル可シ

第六條

兩國地方官署ノ官吏ハ此規則ヲ執行スル爲必要ナリ  
ト認ムルトキハ該地方海濱三里以内ニ在ル彼國漁船内  
ヲ査檢シ若シ違犯者アレハ之ヲ押留スルコトヲ得但シ  
朝鮮地方官ニテ日本船ヲ押留シタルトキハ其趣速カニ  
最寄日本領事官ニ通知シ該規則ニ從テ處分ヲ求ムベシ

第七條

漁業免許ノ鑑札ヲ受ケシテ海濱三里以内ニ於テ魚介  
ヲ捕獲シ若クハ捕獲セントシタル漁船ハ五圓已上拾五  
圓以下ノ罰金ニ處シ其捕獲物ヲ沒收ス

第八條

此規則實行ノ後更ニ増減スヘキ事項出來スルトキハ雙  
方協議改正スルヲ得漁業税ニ至テハ此規則調印ノ日ヨ  
リ貳年間施行ノ後権利ノ有無ヲ看テ再ヒ改正スヘシ

第九條

茲ニ雙方記名調印シ右確實ナルヲ證スル者也

大日本國明治二十二年十一月十二日

代 理 公 使 近 藤 真 鋤

大 朝 鮮 國 開 國 四 百 九 十 八 年 十 月 二 十 日

督 撫 交 渉 通 商 事 務 閔 種 默

印

的で日本国内と同様である。朝鮮の地方庁といふのは、日本領事官により牛耳られていた時期である。朝鮮漁船は、日本の海浜で漁撈する必要もないし、また漁撈の例もないが、議定地方の日本の郡区役所にて免許鑑札を受くべしとなつていて、実に一方的なものである。

第三条には、「其捕獲したる魚介を彼國海浜の地方に於いて販売することを得へし」として、朝鮮の沿近海にて捕獲した漁類を朝鮮で自由販売する権利まで獲得している。また、第六条には、「違犯者あれば之を押留することを得但し朝鮮地方官にて日本船を押留したるときは其趣

速やかに最寄り日本領事官に通知し該規則に従って処分を求むへし」となっている。これでは、朝鮮国の方官といふのは、主權国家としての自主性はかけらもない。違犯者を逮捕しても最寄りの日本領事官に通知し、領事館への案内役をはたすだけである。これは、幕末に日本が歐米諸国の外国人居留地において外人犯罪者を逮捕した時と異なるものではなかったのである。

このようにして、日本は朝鮮海域における漁業利権を全面的に獲得し、朝鮮海は日本漁船の活躍舞台と転化したのである。

中川恒次郎は<sup>(4)</sup>、

而して漁場は		漁業の法	配纏
一	一	一 鰯漁	縛網配纏又は釣
一	一	一 鮪漁	焚寄又は地曳網
一	一	一 鮪及び鮪漁	一本釣又は建網
一	一	一 鮑漁	潛水器又は裸夫
一	一	一 雜魚漁	網又は潜水器
一	一	一 鮎	一本釣手線網又帆引網

右税關免許漁船の外、朝鮮近海に於て漁業を事とするものには、同國高貴の官吏と協同せる長崎縣民朝長某の採鮑船數十隻、同縣民古屋某の營て率ひ居たる採鮑船其他税關に由らずして、直に漁場に往くもの等にて、現に、朝鮮の漁場即ち慶尚全羅兩道の沿海者及び海上に於て漁業せる船數は、二千隻より少なからざるべきか、其の乗組漁夫は、一萬人より少なからざるへし、

次に漁業の種類は、

六百七十七隻にして、之を縣別にすれば、左の如し  
廣島 五六二 山口 三四四 長崎 二二三  
大分 一三一 香川 一九一 岡山 一〇七  
熊本 六五五 愛媛 五六 鹿島 四七  
福岡 一一 兵庫 一〇 島根 九  
宮崎 一一 佐賀 一 德島 一

我が日本帝國は、朝鮮に於て、交易の外に、一大利益を占む、漁業是なり。……朝鮮國咸鏡、江原、慶尚、全羅、四道の沿海三里以内に於て、自由に漁業し及び漁獲したる漁類を賣捌くことの出来るものなり、明治二十三年一月より全廿五年六月までの間に、釜山海關にて免許せし船數は、一千六百七十七隻にして、之を縣別にすれば、左の如し

一 鮎 釜山近海、巨濟島沖、慶尚道、江原道境、  
一 蠣 巨濟島、丑山近傍  
一 鮑海參 統營より濟州島に至る

又漁業の収益は、到底確實なること難きのみならず、謂ゆる獵の事故、常に一定せるものにあらず、因て推算をなすに、先づ鱗漁は、大抵五人乗一隻に付、一ヶ年の收入平均六百圓内外、鰯網三四人乘、二百圓乃至三百圓、鰯網一張三十人乃至五十人二千圓乃至四千圓にして、年により、天氣により收穫一様ならずと雖とも、大抵漁夫一人に付、一ヶ年の收入は百圓内外たるへし、而して昨年の末には、朝鮮海漁業の總收入を百万圓内外と見積りたれども、今日にては、百五十萬圓内外を以て寧ろ實際に近きとせむ、近來此くの如く朝鮮海に往漁するに付ては前述各縣即ち本國の漁村の生計大に豊かになりし處も亦尠なからずと云ふ、而して朝鮮近海には尚ほ往援て採獲したる水産物の内、鮑及び海參等は、朝鮮各地沿海の地に於て、謂ゆる納屋を設け、此所に於て湯にて煮、或は乾し、鱗の如きは或は肉を朝鮮人に鬻き、或は獲物多きときは肉を海中に棄て、而して鱗は同しく納屋にして乾し、而る後、鮑、海參、鱗等とも本邦に特歸り、長崎邊より、支那に輸出す、鰯の如きは、我が國の漁夫にして此製法に從事せるもの殆んとなし、大抵は朝鮮人に於て、干鰯として之を肥料として本邦へ輸出す、其の高、一ヶ年七万圓を超ゆ、鰯其の他の雜魚は、大抵沿海に於て、朝鮮人に向て之を鬻く、是れ甚た奇怪に似たれども、實際の事なりとす、現に余か、朝鮮南岸に沿ひて航海し、海村に休宿したるとき魚を求むるに、近來日本人來らざるを以て、魚類なし」と答ふるは、珍らしからず。抑も朝鮮には、木材の乏しきことは、前にも述べたるが如く、隨ひて小船を造くるすらも容易ならず、海村にして船備のなき處は往々あり、故に漁船を作る能はざる者多きに居る、大抵細木を編みて筏の如くし、其の上にて釣す

朝鮮光武四年十月三日

るに止まれり、本年三月末に余は釜山港より慶尚道全羅道の海岸に沿ひ、往復二十五日の航海中朝鮮人より魚類を買得たるは、兩度に過ぎず、

之に反し、我が漁民の舉動實に勇壯なるものあり、彼の大部分下豐後國なる佐賀の關、漁業の躉船の如きは、收穫少なきときは、沙漠として際涯なき海上に、二ヶ月間も漂ひ、夏季の頃は、朝鮮海を離れ、遠く忠清道沖より支那海にて、支那漁船と飲料水の取扱をなすこと屢々之れありと云ふ、其大胆なる思ふへし、到底本邦に暫居して、徒に國家の大經綸を唱ふるもの、想像に及ばざる所なるへし、又彼等は漁船を改良し、十分激浪暴風に堪ゆるまでに之を準備せり、本年三月、余は朝鮮の南岸遊覧の際、全羅道沖の所安島に泊し、孟仙里に上陸す、此所を土人は日本漁村と云ふ、其理由を繹ねるに、他に非す、毎年夏季に、我が衆多の漁船來りて先づ此處に小屋を設け以て、之れを根據とし、更に四方に出漁し、又歸りては魚類を乾貯し以て本邦に送る等實に盛況を現す、因て此名あり、余か此地に歷遊の際、此處に於て我が日本人にして朝鮮家屋を借りて、茲に居住する一老婦三小女の共に安泰にして平氣なるを見たり、此等は漁夫の家族にして、漁具等を守れるものへし、其の他、我が漁夫か、漁業の根據とし、謂ゆる納屋を設けたる處は、慶尚道沖に巨濟島、安島、イラー島等あり、全羅道沖には、所安島、湫子島等あり、例年四月以降十一月の間、慶尚、全羅兩道の海に出づれば、我か漁船を見ること多く實に愉快なり、特に金山浦より二十里、馬山浦より西南巨濟島と固城縣との陸地の間に往けば、我帝國廣島縣の鰐船三々五々漁業に從事するを見ること我が瀬戸内を往くに異ならず、一船一家族より成り、父兄は漁り、十四五歳の兒は櫓を取ると云ふ實景なり、曰く議院内閣曰く條約改正曰く國權擴張と、徒に誇大の言をなし而かも爲すなきものは、朝鮮海上の我が漁夫に及ばざるの憾あるを免れさる無き乎、

このように、朝鮮沿近海における日本漁業の全貌を述べている。

また、「日本漁者の韓海に於ける漁業は久しき以前より之を営みたりと雖も正式上漁権を得たるは 1889 年 12 月 12 日の日韓協約訂結後の在り此協約によれば日本人は韓海の漁権に対し税金を納むるの義務あり日本人は此協約によるも尚網干し及魚類製成のため上陸権を得ざりしにより韓国地方官吏に贈賄して上陸するを常と為す此の如くすれば韓人の漁獲したるものを見ひ占むとも官吏は其上陸を咎めず少なくとも何れかの場所に上陸することを許すなり然れども日本人は其行動に於いて平和的讓歩的ならざるものあり是に於いてか漁業のため便宜の土地を占領したる両国の漁民間に於いて相排の惡感情甚だしく遂に濟州島に於いて血を見る衝突を惹起するに至りたるなり。

前記協約訂結後韓海に於ける日本漁民の数は迅速に増加し彼等は此地に漁業上の規則正しき設備をなすため 1896 年釜山に日本漁業会社を組織し韓国に於ける日本漁業の需要を研究し以て利益を増進するの方法を講するの機関とせり。

この会社の事業は漸次之を拡張し其支部を木浦に開きたり尚近き将来に於て元山馬山浦其他にも同支店を設くる筈にて此会社は韓國の權利を蹂躪して日本漁業者を保護し漁業視察のため船舶を送り漁業上の必要により沿海岸に沿ひて

郵便箱を設け医者を派遣し又韓國と友誼を厚ふするの途を求めて此会社の所有船は 1899 年には 1330 隻に達し漁者の数は六千人に達したり韓國に於ける日本漁民の総数に関しては 1899 年 7 月親しく巡視せし日本農商務省水産局長の報告によれば同年慶尚道全羅道沿岸の地のみにて日本の国籍を有する漁船約千隻にして漁業者の数は 2 万五千人に達したりと云ふ。

日本漁業者の収入年額二百五十萬円及至三百萬円を下らす前記水産局長牧氏の親しく見たる所だけにて年額二百萬円を下らすと云ふ尚同氏の意見によれば此金額は事業の方法一步を進めて宜しきを得は百萬円及至百五十萬円の増収を

往  
翰  
以書東教啓上候陳ハ從來本邦漁業者ハ日韓條約ノ規定ニ從ヒ貴國全羅慶尚江原及咸鏡四道沿岸ノ漁業ニ從事致來候處追々漁區ノ狹隘ヲ感スルノ狀況ヲ呈シ候に付更ニ貴國京畿道ノ沿岸ニ漁區ヲ擴張致度帝國政府ノ企望ハ彼我ノ交渉ヲ經テ既ニ貴政府ノ承諾ヲ得候ニ付テハ本案彼我ノ間公文ノ交換ヲ要候爲此段照會得貴意候敬具  
明治三十三年九月十五日

外務大臣 朴齊純閣下 特命全權公使 林 権 助

得るは容易なりと。」<sup>(5)</sup>

日本はさらに、今日までの全羅、慶尚、江原、咸鏡四道沿岸の漁業権では飽き足りず、1900年9月には、「京畿道沿岸に於ける漁業に関する往復文書」を交換して漁業権を拡大した。

日本が、京畿道沿岸の漁業権拡大を執拗にせまったのは、京畿道沿岸が首都の玄関という政治的な意味が大きかったのである。

韓海出漁船数及乗組人員<sup>(8)</sup>

年 次	出 漁 船 數	乗 組 人 員	平 均 一 船 獲 見 積
一、一、一、一、一、二、二、三、三、 一一六四三五五四七二八 二五五一九八八四四三九 三七四一四九一九八三九	五五八六六七六〇二四六、 四三一一二一九八二一六 六一七七一七五三五二四	一一一 一、一 九八八一八九九七七一八 四二二九一〇四五三五七	一、 一 〇九一四九六九七三七七
			平均 一 人 付
			平均 一 人 付
			平均 一 人 付

出漁船隻数朝日比較

年 度	朝 鮮		日 本	
	船 隻	人 員	船 隻	人 員
1903	31	68	1,558	7,092
1904	51	259	1,530	6,766
1905	38	339	2,411	10,672
1906	64	181	2,684	11,906
1907	58	209	3,175	11,923
1908	85	95	3,782	3,312

\* 朝鮮産業誌中巻 145 ~ 147 頁を参考に作成<sup>(9)</sup>

この権利を「往復文書」という公文の交換の形で獲得したのである。

この段階ですでに、朝鮮全海域は完全に日本漁船に占められていたのである。

「日本人は朝鮮政府から朝鮮沿海における漁撈権を獲得して以来彼らの野獣的な漁撈方法に依り朝鮮漁民を迅速にも彼らの生業から駆逐してしまった。」<sup>(10)</sup>

この駆逐された朝鮮の漁民は、日本漁船で労働者として働くか、農業労働者として転落していった。また、漁撈では生計がたたなくなつた朝鮮漁民は、海上で日本漁船から漁類を仲買して小売り行商をしたり、自家の必要な漁類も買って使うのが実情であった。この慣習は、植民地時代の1920 ~ 30年代までも部分的に残っていたのを聞いたことがある。

日本は、1904年2月10日長年準備してきた露日戦争を開始した。日本帝国主義は朝鮮を完全に占領した。日本帝国主義は、朝鮮を兵站基地として利用する問題とも関連して、2月23日には「韓日議定書」を強要調印させた。

この「韓日議定書」の第四条には、「大日本帝国政府は前項の目的を達する為軍略上必用の地点を臨機収用することを得る事」<sup>(11)</sup>となつていて、日本軍の必要により朝鮮の地点を収用が能够することになったのである。

通漁船数、従事人員及漁獲高

年次	通漁船数	従事人員	漁獲概算高	平均漁獲高	
				一隻当	一人当
年	隻	人	円	円	円
1898	1,223	5,466		940	210
1899	1,157	5,331	959,600	829	180
1900	1,654	8,107	1,358,550	821	186
1901	1,411	6,187	1,685,300	1,194	272
1902	1,394	6,121	1,142,200	819	187
1903	1,589	7,187	1,439,950	906	200
1904	1,581	6,975	1,499,800	949	205
1905	2,449	10,853	1,854,450	759	264
1906	2,748	12,245	2,014,110	733	164
1907	3,233	14,182	3,739,250	1,157	171
1908	3,899	16,644	3,418,850	877	215
1909	3,755	15,749	3,076,800	819	195
1910	3,690	16,500	3,942,650	996	239

1898年は「第二次統監府統計年報」、1899~1908年は「第三次統監府統計年報」286頁、1909~1910年は「朝鮮総督府統計年報」1912年 169~170頁<sup>(7)</sup>

明治三十七年三月二十二日  
同 年六月四日

## 往 翻

以書東致啓上候陳者黃海、平安、及忠清三道沿岸ノ漁業ハ他各道ト同シク貴我兩國通漁規則ニ遵據し日本漁民ノ出漁ヲモ認許セラレ候得ハ只ニ利用厚生ノ大義ニ協フノミニ無之貴國政府ハ仍而以テ國庫ノ收入ヲ増益シ且同時に貴國漁民ヲシテ我漁民ノ採漁方法ヲ模倣セシムルノ便宜モ可有之旁貴國政府ノ直接間接ノ利益ハ莫大ニ可有之次第ハ從來屢々本使ヨリ貴國當路ニ内談致置候ニ係ハラス貴國政府ニ於テハ、時勢ノ故障有之タルト見ヘ今ニ御決行不相成候處今般我軍隊ノ北進ニ供ヒ該軍隊用副食物ノ需用甚敷き增加致候爲メ前記之道沿岸ニ於テ我漁民ヲ出漁セシムル緊急必要相生シ候ニ付而ハ貴國政府ニ於テ速ニ御詮議ノ上御許可相成候様致度帝國政府ノ訓令ヲ奉シ此段照會得貴意候敬具

明治三十七年三月廿二日

外部大臣 趙秉式閣下 特命全權公使 林 権 助

## (参考)

明治三十七年六月二外務省告示第三號

帝國政府ト韓國政府トノ間ニ爲シタル取極ニ據リ帝國臣民ハ日韓兩國通漁規則ニ遵由シ且韓國臣民ノ既ニ占メタル場所ニ在リテハ其漁利ヲ妨害セサル限り本年六月四日以後二十箇年間韓國忠清道、黃海道及平安道沿岸ニ於テ捕漁スルコトヲ得韓國臣民八日韓兩國通漁規則ヲ遵由シ同期間内伯耆、因幡、但馬、丹後及九州沿岸ニ於テ捕漁スルコトヲ得

明治三十七年六月二十七日

外務大臣男爵 小村 寿太郎

日本政府は、1904年3月22日「忠清、黃海、平安道に於ける漁業に関する往復文書」と、6月27日には「外務省告示第三号」とを朝鮮外部大臣に送ることによって漁業権を獲得した。この「忠清、黃海、平安道に於ける漁業に関する往復文書」の内容を見ると、「今般我軍隊の北進に供ひ該軍隊用副食物の需用甚敷き增加致候為前記之道沿岸に於いて我漁民を出漁せしむる緊急必要」となっている。全国土が日本軍により占領されている条件下のことだから「通告文」一枚で漁業権が決定されたのである。

日本はアメリカとロシアに圧倒されて捕鯨権にまでは手が出なかったのだが清日戦争の勝利、その後のアジア情勢の変化などに勇気を得て、朝鮮政府に強要していた。すなわち、林権助は1899年ロシアのガゼーリンに咸鏡、江原道沿海の捕鯨権を許可したことと関連して、全羅、慶尚、江原、黃海四道沿海の捕鯨権を要求し、1900年1月に日本遠洋漁業会社の河北勘七に対して捕鯨権を許可させた。

この「合同条款」は、次の通りである。

第1条、通漁規則に明記された議定地方は現在状況を参照して全羅道一道を除外した外、慶尚、江原、咸鏡道海浜三里以内を捕鯨区域と特定する。

第2条、光武4年(1900年)2月に開始し7年2月まで期限を定めるが但、満期後も又、協議して更に継続施行しても可とする。

第3条、特許期間の税金は機械船1隻当1年に銀貨800元、毎年3月該会社より朝鮮国東萊監理までに送金して朝鮮政府に納金する。但該会社が1年が経ても捕鯨業に着手できない場合は、前もって朝鮮国監理に通知して朝鮮政府が年税を免税するようにする。

第4条、該会社が毎年捕鯨業に着手する時に機械船隻数と船の名称及び船員の姓名を詳細に明記して前もって東萊監理に通知して朝鮮政府に詳細に知らせる。但、船隻が増加する時は、毎1隻当年税は第3条に依り施行する。

第5条、該会社事業船隻は例規屯税及び特許税金を除外する外に捕獲した鯨に対しても該関税を特別に免税する。

第6条、沿海地方官は、該会社所属船隻と船員に対して充分保護する。となっている。

このようにして、捕鯨権を獲得すると同時に、日本の捕鯨船員の保護を義務づけているのが特徴である。さらに、1904年1月11日日本公使林権助は、捕鯨基地、長箭浦、珍浦島、蔚山浦を要求し、租借条約に調印した。それから日本

## 漁業二關スル協定(1)

四 ス	明治二十二年十一月十二日開國四百九 則其ノ他兩國通漁ニ關スル協定ハ總テ 之ヲ廢止ス	三 韓國ニ於ケル漁業ニ關スル法規中司法 裁判所ノ職權ニ屬スヘキ事項ハ日本國 臣民ニ對シテハ當該日本官廳之ヲ執行 遵守スヘシ	二 日本國臣民ハ韓國ノ沿海、江灣、河川 及湖池ニ於テ韓國臣民ハ日本國ノ沿 海、江灣、河川及湖池ニ於テ漁業ヲ營 ムコトヲ得	一 日本國臣民ハ韓國ノ沿海、江灣、河川 及湖池ニ於テ韓國臣民ハ日本國ノ沿 海、江灣、河川及湖池ニ於テ漁業ヲ營 ムコトヲ得	統監府告示第百八十六號 日韓兩國臣民ノ漁業ニ關シ統監府及韓國政 府ハ本年十月三十日ヲ以テ左ノ協定ヲ爲 シ韓國漁業法施行ノ日ヨリ之ヲ實施ス	明治四十一年十一月十三日 統監代理 副統監 子爵 曾禰荒助
--------	---	---	--	--	---	-------------------------------------

は、露日開戦となるや眼下無人に振る舞い 1905 年 4 月には、ロシアが獲得していた鯨業基地を要求し占領した。<sup>(13)</sup>

日本は、「乙巳保護条約」を強制調印させ、1906 年 2 月 1 日には、ソウルに「統監府」も設置して植民地の完成へと邁進した。こうして、1908 年 10 月 31 日「漁業に関する協定」を告示した。

この「漁業に関する協定」が成立したことにより、「1889 年 11 月 12 日、調印、朝日両国通漁規則其の他両国通漁に関する協定は総て之を廃止す」として朝鮮の全国土、海域は日本に占領されることになった。

注：

- (1)旧条約彙纂第三巻（朝鮮・琉球）外務省条約局
- (2)同上
- (3)同上
- (4)中川恒次郎述、露韓の関係「朝鮮の外国貿易附漁業の景況」東邦叢書『朝鮮彙報』305～310 頁
- (5)「韓國誌」27～28 頁
- (6)旧条約彙纂第三巻
- (7)朴九秉「韓日近代漁業関係研究」— 1876 年～ 1910 年—『釜山水産大学研究報告』第七巻第一号（1967 年 1 月）社会科学編 49～50 頁
- (8)「朝鮮産業誌」中巻 158 頁
- (9)同上 145～147 頁参考
- (10)H.B.Hulbert “The passing of Korea” 申福竜訳 註「大韓帝国史序説」探究堂 263～264 頁
- (11)旧条約彙纂第三巻
- (12)同上
- (13)朴殷植「韓國痛史」第三編第五章『日人佔漁業權 及捕鯨權』
- (14)旧条約彙纂第三巻

明治四十二年十月三十一日京城ニ於テ  
協定（日、韓文）  
同年十一月十三日統監府告示  
明治四十二年四月一日施行

### 3. 日本漁民の横暴と条約違反

日本は漁業権（1883 年）を獲得してからは、朝鮮の沿近海で合法的に傍若無人に横暴をはたらいた。

#### (1) 暴力、殺人事件

朝鮮沿近海に侵入した日本漁民たちは、朝鮮の漁民に出会えば暴力行為に出るのが常であった。日本漁民は、朝鮮の漁場を侵犯するばかりでなく朝鮮漁民に漁獲を禁止したり、さらには賠償金を要求したりして、難癖をつけ暴力を振るい殺人事件を起こすのである。

朝鮮漁民李春萬、金徳三の二人は、漁業基地の問題で争いとなり、日本漁民の暴力により殺害された<sup>(1)</sup>。また、1887 年 8 月済州島の慕瑟浦民李晚松被殺事件がおきている。日本の漁民が集団上陸して、鶏、豚を略奪するので、これを止めた李晚松を殺害し、村民金成萬、鄭宗武、李興福等に暴行をふるった。

また、済州島の飛揚島に上陸して結幕し密漁し、鶏、豚、糧食の略奪をするので、これを中止させた文萬旭を威脅し、梁宗信を殺害した。1891 年 5 月には、済州島の健入里に侵入し 16 名里民に傷害を加え、任順伯を殺害した。同年 6 月 13 日には金櫻里の李達兼を殺害した。さらに、1892 年 2 月には済州島城山沖で吳東杓を砲殺している。<sup>(2)</sup>

#### (2) 家屋、作業場などを建造し、集団的に略奪、

暴行をはたらき当地方の住民と衝突した事件

日本漁民たちは、南部朝鮮の沿岸に上陸して、

条約にもない家屋や作業場を建造して住みつき、集団的に裸体で近所を歩き回り、当方の婦女子を辱めたり、強盗、窃盗を働いた。これに対して注意を促すと野蛮的に銃剣をふるい暴力を働いた。実例をあげると、1891年6月、済州島朝天里の婦女強姦と糧米を略奪した。また、1892年2月、日本対馬島漁民114名が旌義県城山浦に上陸結幕して婦女強姦した。4月には、日本漁船が同、禾北浦に上陸し鶏、豚、糧食の略奪をし里民と衝突して、金斗九、高竜伊等に傷害を加えた。6月には明月鎮で日本漁船が略奪をはたらいたので、これを止めた里民高達煥、高永世等に傷害を加えた。また7月には、西帰浦で日本漁船43隻が、上陸し暴行を働き、加波島に五個の幕をはり、鮑を乱獲した。これらの結幕、密漁、日本漁民による暴力行為に対して、これを断固処罰するように、村民は政府に要求している。

以上列挙したが、これらの事件は氷山の一角にすぎないのである。

さらにまた、日本漁民たちは日本製の商品を密輸、潜商を敢行した。「漁業約条」では、日本漁民は捕獲した漁類の販売は認められているが、日本製商品の販売は禁じられている。これは条約違反であるが、公々然と行われていたのである。

### (3) 潜水器を使用して大量乱獲

黒沢明清「朝鮮近海視察報告」によれば、「朝鮮海域で漁採中の潜水器は120余台、その中で7、80台が済州島で採鮑、採薑しているが、このような無制限乱獲を継続するとすれば、3年及至5年で資源は枯渇するであろうと指摘し、済州島民が、日本人通漁を反対するのは、充分理解できる」と結論している。<sup>(3)</sup>

潜水器を使用すれば、海女の10倍の収穫ができるといっている。潜水器1台の収益が、1ヵ月間に350円及至360円であった。<sup>(4)</sup>潜水器漁業という近代的漁撈方法の登場により済州島の海女たちの潜水漁業は大打撃を受けた。潜水器漁業による海賊的乱獲が、資源の減少、枯渇を招来、漁場の荒廃の危険性が充分と日本の専

門家が指摘している。<sup>(5)</sup>ヨーロッパなどの場合は、資源保護を優先させながら漁撈するのが通例となっている。

以上のような、済州島の加波島事件、慕瑟浦事件、孟令里事件、健入浦、朝天里、北浦里、咸徳里、東福里、金櫻里事件、城山浦、禾北浦、頭毛浦事件等<sup>(6)</sup>日本漁民の野蛮的な暴力、裸体行動、殺人、略奪、強姦等から条約違反など枚挙に暇がないのである。

溺れる者藁をも掴むというごとく、朝鮮漁民は、「朝鮮国海岸に於いて犯罪の日本漁民取扱い規則」の第二条を頼りに、朝鮮政府や日本領事にも訴えてみたが、この「規則」自体が、領事裁判権の下の日本漁民保護を目的とするものであって罰則でないから、何の効果もなかったのはいうまでもない。

注:

- (1)朴殷植「韓國痛史」第三編第五章『日人佔漁業権 及捕鯨権』
- (2)李元淳「韓末済州島通漁問題一攷」『歴史教育』第十輯「石汀蔡義順教授華甲記念歴史学論叢」
- (3)黒沢明清「朝鮮近海視察報告」
- (4)同上 李元淳論文
- (5)「韓國史」最近世編 882～886頁
- (6)朴九秉「韓日近代漁業関係研究」—1876年～1910年—『釜山水産大学研究報告』第七卷第一号（1967年1月）社会科学編

## II. 日本の「移住漁村」建設について

日本は1904年2月、対露宣戦布告と同時に朝鮮全土を完全に占領した。日本軍は8月19日、ロシアが東洋における難攻不落と誇った旅順基地に総攻撃を開始した（1905年1月2日占領）。こうして日本は、戦勝の見通しをつけたのである。

さらに日本を勇気づけたのは、親日家のT.ルーズベルトが9月8日に大統領に当選したことである。ルーズベルトは、まだニューヨーク州知事であった1900年8月28日、友人シュテルンベルグに宛てた書簡で、「私は、日本が朝鮮を手にするのをみたい。日本はロシアに対する牽制となるだろうし、今までの行動からそれに値するものだ。」<sup>(1)</sup>とあるように、日本の

## 日本の朝鮮漁業利権収奪と「移住漁村」建設について

朝鮮植民地化に積極的な協力者である。

日本政府は、露日戦争も勝利の見通しがつき、とくに米のルーズベルト大統領の積極的な協力により、朝鮮植民地化の青写真ができ上がっていたのである。そこで、日本は朝鮮漁村にたいしても植民地化の一環として「移住漁村」建設のための実態調査を計画した。1904年12月、農商務省、技師下啓介、同技手山脇宗次を朝鮮に派遣した。

この調査報告は、1905年4月に提出された。

この報告書の内容は、

(1)朝鮮の各沿岸地に日本人の部落を形成すること。

(2)朝鮮人を日本風に同化すること。

(3)前二項の目的を達成する為の方法として

- a. 漁業根拠地を日本政府が設ける。
- b. 秩序ある漁村を造成する。
- c. 日本船舶の出入りを自由にする。
- d. 前各項の目的を達成するため、日本政府及び地方庁は相当の費用支出する。

(4)左の施設を為す必要がある。

- a. 専門技術者をして潮流、底質等の漁場の状況及び水族の種類、分布を調査し之を公示し一般の方針を定める。
- b. 通漁者及び移住民の組合を結成する。
- c. 移住地に於ける取締監督及び業務の指導をする。

### 韓國水産業調査報告(2)

客年十二月韓國水産業視察ノ命ヲ受ケ鎮南浦、平壩ヨリ仁川、海州、巡威島、群山、竹島、開也島、木浦、八口浦、馬山、巨濟島、釜山、蔚山等ヲ踏査シ本年二月歸京セリ仍テ別冊ニ見聞ノ事實ヲ具シ敢テ閣下ノ閲覽ヲ請ハントス

憶フニ我邦人ノ韓國ニ於ケル漁業は遠ク往時ニ創マリ近頃著シク發達セルヲ見ル然レドモ現在ノ通漁者ハ單ニ盛漁期ニ於テ漁利ノ在ル所ヲ遂フテ移轉スルノミ永久ノ漁利ヲ圖ル所以ニアラズ故ニ將來永遠ノ利益ヲ増進シ彼我ノ幸福ヲ享有セシメントセバ施設ヲ爲スコトヲ要ス

一 移住民ヲ獎勵シ韓國各地ニ日本人ノ聚落ヲ成サシムルコト

二 韓國沿海ニ吾漁村ヲ組織シ漁民ヲシテ漁習ニ慣熟セシムルト同時ニ韓國民ヲ我國風ニ同化スルコトニ勉ムルコト

三 前二項ノ目的ヲ達スルガ爲メ左ノ方法ヲ採ルコト

漁業根據地ヲ政府ニテ取設クルコト

監督者ヲ置キ各地ヨリ移住シ來ル漁民ヲ統一整理シ秩序アル漁村ヲ形成セシムルコト  
根據地ハ漁業ノ爲メ開市場ト視做シ日本船舶ノ出入ヲ自由ニスルコト

(ホ)(二)(ハ)(ロ)(イ) 前各項ノ目的ヲ達スル爲メ中央政府及地方廳ハ相當ノ費用ヲ支出スベキコト

四 政府ハ財政ノ都合ニ依リ巨額ノ經費ヲ支出スル能ハズタルモ尙ホ左ノ施設ヲ爲スノ必要アルコト  
一 相當ノ船舶ヲ用ヒ專門技術者ヲ乗組マシメ潮流、底質等漁場ノ状況及水族ノ種類、分布等ヲ調査シ之ヲ公示シ一般ノ方針ヲ定メシムルコト

二 通漁者及移住民ノ組合ヲ結バシムルコト  
三 移住地ニ於ケル取締監督及業務ノ指導ヲ爲スコト

右謹テ復命仕候也

明治三十八年四月

農商務大臣 男爵 清浦奎吾 下殿

農商務技手 山下啓助

## 1) 「移住漁村」について

「移住漁村」の性格について追求する必要がある。

『倭里』は李朝政府が交隣策として恩恵的に日本漁民に漁期の一時期に限り曇漁地（魚干し場）としてあたえたものである。李朝のこうした恩恵的政策により三浦恒居倭人の数はふえたのであるが、永住を許可したのではなく一時的なものであったが、住み着き、『倭里』（日本海軍地図に日本村と表記）と呼ばれている。

もちろん、吉田敬市氏は、三浦『倭里』在留倭漁業者（日本漁民）数が2,164にも達したことと関連して「一朝有事の際には軽視し難い勢力となったのであろう。」と戦力としての重要性を述べている。<sup>(3)</sup>

しかし、これは背信行為で、恩を仇でかえすものである。日本は、歴史的にこういうことがしばしばあった。即ち、これは商取引面では『倭館』と同性格のものである。

「倭館は遠使を接待し、その滞在の用に供するのを目的とする客館で、所有権は依然朝鮮国にあるべく、唯便宜上、対馬島倭に管理を依託しているに過ぎない。従って、釜山の開港は法理上、既得の権利を見るべからざるものである。」<sup>(4)</sup>とある。

吉田敬市氏は、「世宗は…慶尚道の齊浦、富山浦、塩浦の三港を開いて此處に倭館を設け、同時に三浦在住日本人に漁業を許した。之が所謂三浦の開市である。朝鮮に於いて正式に許された我が移住漁村設置の濫觴であろう。」<sup>(5)</sup>と述べている。

また、朴九秉教授も、「三浦恒居倭人は彼らの居住地域として指定された所謂倭里を根拠地として壯年層男子は主に漁業に従事し残りは農耕と商業に従事しながら生活したのであるから彼らの集団的居住地域であった倭里は移住漁村的性格を濃厚にもっていたのではないかと信じられる。」<sup>(6)</sup>といっているが、『倭里』は倭館と同性格のもので、李朝政府の主導の下に相手国に対して交隣友好の立場から、恩恵的に与えたものである。

しかし、「移住漁村」というのは、帝国主義

列強が武力的脅迫による侵略的な不平等条約を強要し権利として獲得した「外国人居留地（租界）」と同性格のものである。

したがって、これは、「ある国の領土の一部でありながら外国人の居住、営業のために指定され、統治権の行使が制限されている地域、租界の中では外国人が行政を行い、外国の軍隊が駐留し、外国人が関連する訴訟は、その外国人が属する国家の領事裁判が行われた。租界は帝国主義による主権侵略のあらわれであり、解放前の中国の上海、天津、漢口、広東にあったが中国革命の成功によって廃止された。日本では幕末の開国当時、居留地と称して東京、神奈川（横浜）、大阪、兵庫（神戸）、長崎、新潟、函館にもうけられたが、1899年に撤廃された。現在、米軍基地などの『日本人立入禁止区域』も本質的には租界と同じである。」<sup>(7)</sup>

このように、「移住漁村」というのは、日本漁民の朝鮮沿岸地方に対する前進基地、侵略基地の建設であったのである。「然らば、いかにして移住漁村建設の具体化を進めたのであろうか。先ず統監府に於いては責任者を日本各地に派遣し、鮮海出漁の必要性や有利性を説き、盛んに通漁及び移住漁村の建設をした。当時の奨励勧誘事情について、山口県豊浦郡水産史料には次のように述べている。

『明治42年3月統監府技師庵原文一、同技手林駒生両氏は県下各郡を廻り、朝鮮の漁業状態、漁業令を講話し、県下漁民の通漁、団体的移住を奨励し、約するに漁業免許、根拠地の払い下げ等漁業上の便利を与えたとした。時恰も沿岸、沖合い漁業共に不漁の際に新漁場の発見を必要とする時であったから、県当局の奨励に応じ朝鮮漁業団を組織し云々、之に対して政府並びに各府県は如何なる方策をもって臨んだであろうか、その概要を述べよう』<sup>(8)</sup>

「移住漁村」は三つの類型があった。

1. 朝鮮海水産組合（日本政府指導のもと結成されたもの）が經營するもの
  2. 日本の各府県で經營するもの
  3. 漁民が自由移住するもの
- の三つの型があったが、前の1、2は露日戦争



## 2)「移住漁村」の実態

こうして建設した「移住漁村」は40ヶ所村に1,146戸、4,820人であった。最も大きかったのは、東萊府、絶影島の227戸、860人で漁業、水産製造及び商業などに従事していた。第二は、蔚山郡方魚津の135戸、550人で漁業兼商業を經營し、第三は、巨濟郡長承浦(入佐村)で120戸、400人であった。

この40ヶ所の「移住漁村」を基地として朝鮮の沿岸地域を蚕食する計画であったのは言うまでもない。

このようにして1910年8月に日本帝国主義は朝鮮を完全に占領、植民地化したのである。

これで「移住漁村」建設の究極的目的は達成されたのである。

注:

- (1)長田彰文『セオドア・ルーズベルトと韓国』未来社
- (2)下啓助、山脇宗次『韓国水産業調査報告』1~2頁
- (3)吉田敬市『朝鮮水産開発史』86頁
- (4)田保橋潔『近代朝鮮に於ける開港の研究』
- (5)吉田敬市、同書80頁
- (6)朴九秉『韓国水産發達史』249頁
- (7)『社会科学辞典』
- (8)吉田敬市、同書248頁
- (9)吉田敬市、同書275~276頁
- (10)『朝鮮産業誌』中巻163~164頁
- (11)同産業誌158~162頁

日本漁業者移住漁村(1)													位 置	
機 大 細 部 張 邊 郡 浦	全 内 長 山 生 魚 山 下 郡 浦	全 方 日 南 山 津 津 郡 浦	全 日 尚 北 郡 道 項	蔚 全 浦 尚 日 珍 文 郡 道 邊	迎 慶 竹 日 北 陵 原 源 南 寧 興 北 郡 道 基	江 江 注 元 陵 原 源 南 寧 興 北 郡 道 基	德 全 元 陵 原 源 南 寧 興 北 郡 道 基	富 全 清 寧 興 北 郡 道 基	慶 威 雄 鏡 興 北 郡 道 基					
民明 ス 治 四 十 一 年 福 岡 縣 移	全 全 日 露 戰 役 後 自 然 發 展	治 日 露 戰 役 後 自 然 發 展 明	營 明 治 四 十 一 年 島 根 縣 經	營 明 治 四 十 一 年 島 根 縣 經	縣 治 四 十 一 年 島 根 縣 經 營	日 露 戰 役 後 自 然 發 展 明	明 治 四 十 一 年 島 根 縣 經 營	經 營 明 治 四 十 一 年 島 根 縣 經 營	二 日 露 戰 役 後 任 意 移 住 者	全	開 港 後 任 意 移 住 者	二 日 露 戰 役 後 任 意 移 住 者		
一 四	二 二	三 〇	三 〇	一 三 五	五 一 二	二 二	五 一 〇	五 一 〇	五 一 〇	三 一 一 〇	一 一 〇	一 一 〇	一 一 五	戶 數
五 六	一 八	二 六 八	一 〇 四	五 五 〇	三 〇	四 一	一 一 〇	一 一 〇	一 一 〇	一 一 〇	六 〇	五 〇	五 〇	人 口
ナ シ	漁 市 場	巡 學 朝 鮮 水 在 郵 產 所 便 組 合	巡 查 校 莊 駐 在 郵 產 所 便 組 合	日 本 人 會 在 郵 產 所 便 組 合	ナ シ	ナ シ	郵 全 上 日 本 人 會	合 朝 鮮 兵 分 遣 所 在 郵 產 所 便 組 合	憲 兵 分 遣 所 在 郵 產 所 便 組 合	全	備 魚 市 場 其 他 完 部	巡 郵 憲 兵 分 遣 所 在 郵 產 所 便 組 合	公 設 機 關	
兼 漁 業 水 產 製 造	漁 業	全 全 雜 漁 業 兼 商 業 及	全	漁 業 水 產 製 造	全 全 全	兼 漁 業 水 產 製 造	全 全 全	漁 業 水 產 製 造	漁 業 水 產 製 造	全	漁 業	漁 業 兼 雜 業	主 ナ ル 職 業	
二 明 治 四 十 月 十	全 全 全	三 明 治 四 十 月 十	全	三 明 治 四 十 月 十	全 全 全	全 全 全	全 全 全	全 全 全	全 全 全	二 明 治 四 十 月 十	年 月 日 調 査			
長 生 浦 二 近 シ	永 住 者	龜 壽 在 住 者	五 一 二 二 一 四 八 人	四 七 人									備 考	

																位 置
酒全 三 川 千 郡 浦	欲 知 島 南 浦 (岡山村)	手 城 頭 郡 浦	固全 統 營	南 南 島	金 原 府 山	龍全 昌 馬 原 府	全 栗 九 味 (千葉村)	全 金 昌 馬 原 府	巨全 長 承 浦 (入佐村)	全 下 端	全 多 太 浦	全 東 絕 太 浦	全 東 龍 萊 影 府 島	全 東 龍 萊 塘 府 島	全 年 山 口 縣 移 民 ス	沿 革
移住 明治四十年頃ヨリ任意	任意移住 島縣人任意移住	營 明治三十七年頃ヨリ廣	住 明治三十年以來任意移	日露戰役後任意移住	明治四十年千葉縣經營	開港以來任意移住	明治四十年香川縣經營	組合二子經營	明治卅七年朝鮮海水產	日露戰役後自然發展	民明治三十九年福岡縣移	自然發展	明治三十六、七年ヨリ	明治三十六、七年ヨリ	全年山口縣移民ス	沿 革
三 五	一 三	一 七	一 二	八	二 九	一 〇	一 五	一 二〇	一 〇	一 〇	三 三	三 二七	一 五	戶 數	戶 數	
六 〇	一 五	九 八	四 七	六 〇	三 一	四 一	一 〇	七 五	四 〇〇	五 〇	一 一四	八 六二	六 〇	人 口	人 口	
ナ シ				所 水 產 組 合 出 張	全	ナ シ	備 合 支 部 其 他 完 備	魚 市 場 水 產 組 合	駐 在 所 魚 市 場	ナ シ	日本 人 會 巡 查	諸 機 關 整 備	釜 山 民 團 區 內	公 設 機 關	公 設 機 關	
漁業兼商業	造漁業水產及製	全 全	漁業	造漁業及水產製	漁業	漁業	全 全	全	兼 商 業	漁業水產製造	全	兼 商 業	漁業水產製造	漁業	主ナル職業	
全	明治四十 年三月十 一	全	明治四十 年三月十 二	明治四十 年三月十 一	明治四十 年三月十 三	明治四十 年三月十 四	全	全	全	月 一年	明治四 十二	月 二年	明治四 十二	月 三年	明治四 十	年調 月 日 查
	全			統 營 二 近 シ												備 考

日本の朝鮮漁業利権收奪と「移住漁村」建設について

計	移住漁民 其他各道沿岸單獨 龍川岩郡道浦	平安龍安和南湖郡道浦	三鎮安津海郡道浦	平安仁川畿青郡道島	黃安於川岩郡道里	仁京川南群府道山	於熬長清及群府道山	京浦溝北郡道浦	忠羅安島道島	沃全木島	全濟古島島	全巨文島	全外羅老島竹丁浦	突全安羅山南郡道島	位 置
	日露戰役以來任意移住	開港以來任意移住	明治三十年頃ヨリ任意 移住	明治四十一年岡山、福岡 兩縣經營	明治三十年頃ヨリ任意 移住	明治四十二年長崎縣設 定	明治四十年福岡佐賀兩 縣經營	開港以來任意移住	明治三十九年高知縣漁村 設定	通漁以來自然發展且明 治三十九年高知縣漁村	日露戰役後任意移住	明治四十年岡山縣ノ經 營	未タ具體的設備ヲ移スモ 愛媛縣移住民ヲ移スモ	沿革	
一一四六	六三	五	二五	二	三	四八	八	二	一七	一〇	一一	一三	五	戸數	
四八二〇	二九二	二五	一二五	五一	一五五	一九三	三〇	八四	八五	一八七	五〇	五一	一〇	人口	
	全	全	所遣郵便所 水產組合在分	備合支部 水產組合在分	魚市場 水產組合在分	日本人會	ナシ	全	備合支部 水產組合在分	魚市場 水產組合在分	所其他完備 水產組合出張	郵便所 ナシ	ナシ	公設機關	
	全	漁業	兼漁業水產 商業水產製造	漁業	漁業水產製造	漁業	漁業	全	漁業	造漁業及水 產製	全	全	漁業	主ナル職業	
	二明治四年十月 一年十月	一明治四年十月 二明治四年十月	三明治四年十月 一年十月	一明治四年十月 二明治四年十月	三明治四年十月 一年十月	全	全	二明治四年十月 二年十月	明治四年十月 二年十月	全	明治四年十月 二年十月	全	明治四年十月 二年十月	年月日調査	
														備考	